

兵庫県河川審議会 第2回企画部会

平成23年8月31日(水)

兵庫県農業共済会館7階 大会議室

(午後1時30分 開会)

脇舛総合治水課副課長 定刻となりましたので、ただいまから兵庫県河川審議会第2回企画部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます総合治水課の脇舛と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに本日の企画部会の成立についてでございます。

本部会の委員数は8名ですが、6名の委員に御出席をいただいております。したがって、兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定(委員の過半数出席)の準用により、本会議は成立していることを御報告いたします。

続いて、山内総合治水課長からごあいさつを申し上げます。

山内総合治水課長 失礼します。山内です。

本日はお忙しい中、第2回企画部に御出席いただきまして、ありがとうございます。前回の第1回企画部会におきましては、総合治水を推進するに当たりまして、条例化に至った背景、それから当方で考えております方策の体系、そして、それぞれの現状と課題というところを説明させていただきました。委員の皆様からは、多方面にわたる貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、いただいた意見を踏まえまして、骨子案ということで説明させていただきますので、どうか十分な御審議、御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 次に、本日御出席をいただきました委員の皆様方を、

お手元の委員名簿の順に御紹介させていただきます。

河川審議会会長、井上和也委員です。

井上委員 井上です。

脇舛総合治水課副課長 当企画部会の部会長、道奥康治委員です。

道奥委員 道奥です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 吉田秀子委員です。

吉田委員 よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 安田丑作委員です。

安田委員 安田でございます。

脇舛総合治水課副課長 角松生史委員です。

角松委員 角松です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 酒井彰委員です。

酒井委員 酒井です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 田中丸委員と矢守委員の2名の委員につきましては、
本日は欠席となっております。

引き続き、県側の紹介です。こちらは、今回の条例を検討するに当たり、部局横断的に関連する庁内の組織で「庁内検討会議」を設けておりまして、そのメンバーから出席をお願いしております。個々の御紹介については、お手元の名簿でかえさせていただきますと思います。

続いて、事務局の総合治水課の紹介です。

課長の山内です。

山内総合治水課長 山内です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 副課長の八木下です。

八木下総合治水課副課長 八木下です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 以下その他の事務局職員は出席者名簿のとおりでござ

いますので、御確認をお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。次第の裏面に配付資料一覧があります。まず、次第、配席図、そして出席者名簿、資料 1 - (1) 河川審議会第 1 回企画部会質疑及び条例骨子案での対応及び説明資料、資料 1 - (2) 補足説明資料、資料 A から資料 M、資料 2 - (1) 総合治水条例（仮称）のあらまし、資料 2 - (2) 兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案総則編、資料 2 - (3) 兵庫県治水条例（仮称）骨子案方策編、資料 3 「総合治水条例（仮称）」の審議スケジュール（案）、参考資料 1、田中丸委員からの兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案等に係る意見、参考資料 2、矢守委員からの兵庫県総合治水条例骨子案等に係る意見です。

以上ですが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第 2 条の規定を準用して、部会長が行うこととなっております。

それでは道奥部会長、よろしくをお願いいたします。

道奥部会長 それでは僭越でございますが、第 2 回の企画部会を進めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席賜りましてどうもありがとうございます。

きょうは、仮称ですが、条例の骨子等、非常に盛りだくさんの議事がございます。どうぞ御審議、御検討よろしくをお願いいたします。

まず、審議に入ります前に、本日の会議の議事録の署名と公開の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

まず、議事録でございますけれども、後日作成します本日の議事録の署名人を定めたいと思います。運営要綱第 7 条第 2 項によりますと、議長と議長が指名した委員が署名することになっております。今回は角松委員に議事録署名人のお願い

をしたいと思いますが、角松委員、よろしいでしょうか。

角松委員 はい。

道奥部会長 どうもありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

続いて、会議の公開についてでございます。兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定を準用して、本部会は原則公開となっております。本日の議案について、同項ただし書きに該当し、非公開とすべき議案があるかどうかにつきまして、事務局のお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

脇舛総合治水課副課長 総合治水課の脇舛です。

本日の議事は、総合治水の推進についてですので、特に非公開とする必要はなく、本日の会議はすべて公開しても差し支えないものと考えております。

道奥部会長 ということでございますが、いかがでしょうか。何か御意見等ございましたら。よろしいようでしたら、これで進めさせていただきます。それでは本日の会議はすべて公開ということで、進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道奥部会長 御異議ないようでございますので、本日の企画部会すべて公開するということに決定いたします。

次に、傍聴の申し出ですが、審議会公開要綱第5条の規定によりまして、現在1名の方から傍聴の申し出がありました。定員20名以内でございますので、傍聴を御希望されております河野さん、1名でございますが、傍聴を認めるということにしたいと思います。異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道奥部会長 どうもありがとうございます。

それでは、入場を許可いたしますので、よろしく願います。

傍聴と報道関係の方に、御入場いただきました。

それでは、傍聴される皆様へお願いいたします。お配りしております注意事項をお守りいただき、議事が円滑に進行できるよう御協力よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議事の1番目、第1回企画部会における委員からの質疑に対する県の対応につきまして、それと2番目の「兵庫県総合治水条例（仮称）」の骨子（案）についてですが、これらは続けて御説明いただいたほうがよろしいようですので、まず、その二つの議事の内容を続けて、事務局のほうから説明をいただき、その後、質疑ということとさせていただきますたいと思います。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

八木下総合治水課副課長 総合治水課の八木下でございます。座らせていただきまして、説明させていただきます。

前回、総合治水を推進するために、兵庫県では条例を制定することとしておりまして、企画部会ではその案について御審議いただきたいということで、条例の方策案に沿って、総合治水の推進に係る現状と課題について説明させていただきました。

本日は、その現状と課題を踏まえまして、どのような条例を考えているのかという内容について説明させていただきます。少々お時間長くなりますが、御了承を願います。

まず、資料の1 - (1)と(2)、これを用いまして、説明させていただきます。

資料1 - (1)のほうでございます。

この資料につきましては、前回の質疑について、左から整理番号、それから対処方策、第1回企画部会における委員からの意見、それから、いただきました委員名、敬称は省略させていただいております。それから、第1回企画部会における県からの回答、それから一番右端にございますが、本日説明する条例骨子案にお

ける対応、または説明資料という形で整理してございます。

時間の関係で、詳細な説明は省略させていただきますが、この質疑の一覧につきましては、既に御確認いただいて、確定しております議事録をもとに要約して作成しております。

なお、前回の資料及び議事録については、県のホームページで既に公開させていただいております。

それから、この資料の右端の欄ですけれども、条例骨子案の対応については、括弧書きの骨子案と書いてある下に、前回の質疑の内容で、反映している方策を示しております。それぞれの方策を説明いたします際に、御確認いただければと思っております。

それから、もう一つは、ちょっと太い括弧書きで資料AとかBとかと書いてございます。これについては資料1 - (2) のほうで個別に説明資料を作成させていただいておりますので、これについては引き続き説明させていただきます。

資料1 - (2) をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、やはり先ほどの資料1 - (1) で右端に資料A、B、C、Dと書いております補足資料でございます。順に説明させていただきますと、資料Aにつきましては、資料1 - (1) の整理番号4番のことに係る補足資料でございます。取り組みの効果を見せることが必要という御意見をいただいております。効果の見せ方の一例として、各戸貯留、それから大規模建物におきます地下貯留ですとか、平面貯留を例として、貯留施設設置の効果について、こういう形で説明できるというようなものでございます。各戸貯留については、降雨の初期の段階のものを貯留する効果があると。それから大規模施設については、ある程度大規模な貯留ができますというような、こういう効果の見せ方というものもあるのではないかとということで、お示させていただいております。

続きまして、資料Bでございます。資料のBにつきましては、先ほどの資料1 -

(1) の整理番号 6 番の質疑に対する補足部分でございます。予算上のよりどころというようなことで御意見がございましたので、現在、方策として考えておりますものについて、今、存在している支援制度をまとめております。雨水貯留施設の設置とか、森林整備の実施などについては、市町とか県から個人に対する支援がございまして、それらについては国からの支援というものも含まれておるといような状況でございます。また、内容については、御確認いただければと思っております。

それから、続きまして、資料 C でございます。資料 C につきましては、意見の整理番号 1 5 番で、調整池の設置が必要かどうかということの判断の基準についての御質問がありまして、県下の調整池の設置のいろんな基準となります市街化区域かどうかというようなエリア分け、それから、3 0 年確率の改修ができていない河川とその流域の大まかな位置がわかるような図を作成しております。これについては、ちょっと図の精度の問題もありますので、ボリュームを御確認いただく程度で御利用いただければと思っております。

続きまして、資料 D でございます。資料 D につきましては、意見の整理番号 1 8 番の中山間地の課題も視野に入れるべきとの御意見をいただいております。平成 1 6 年や 2 1 年災害を受けまして、県では浸水被害軽減に係る情報が非常に少なかった中山間地に対して、ソフト対策というものを積極的に実施しております。中山間地の抱えるさまざまな高齢化ですとか放置された宅地だとか、そういう課題がございますけども、なかなかそれを直接的に解決する方策というのは難しいのですが、防災の面ではきめ細かな情報提供というソフト対策で積極的に実施しております。

続きまして、資料 E でございます。整理番号 2 1 番のポンプ運転調整についての住民の理解を得ることが困難というような意見がございまして、現在、取り組んでおる武庫川の流域下水道の排水ポンプで進めております運転調整ルールの策定

に向けた取り組みの説明資料で、運転調整のルールの必要性とかが書いてございますので、ここで御紹介をさせていただいております。

続きまして、資料Fでございます。意見の整理番号26番で、どのような森林が望ましいのかとの御意見がございまして、県が現在、望ましい森林を目指して取り組んでいる、その望ましい森林の姿や事業の内容をまとめております。

続きまして、資料のGでございます。意見の整理番号27番、尼崎市で公開している内水ハザードマップを紹介してほしいというような御意見がございまして、縮小版で、しかも解像度ちょっと悪くて申しわけないんですが、このようなものを、尼崎市では各戸配布を既に行っておるということで御紹介をさせていただきます。

続きまして、資料Hでございます。整理番号28番で、地域防災計画と条例等の役割分担について御質問がございまして、地域防災計画については、災害対策基本法に基づき主に防災関係機関の業務等を定めるもので、災害全般の軽減対策について基本的な指針を示すもので、総合治水条例が策定されればその内容を反映することになります。そのようなあたりのことを根拠法令等を入れて、説明しております。

続きまして、資料Iでございます。整理番号の30番で、地下街の浸水に対する対策についての御質問がございまして、水防法で確保する地下街を地域防災計画に明記して、洪水予報等の伝達方法を定めることになっております。そのあたりのことを、その1番、2番で書いてございます。それから3番のところ、具体的な対策の事例として、防水板、防水扉、浸水センサー等の取り組みを御紹介させていただきます。

続きまして、資料のJでございます。整理番号31番でございますけれども、総合治水条例と関係法令の関係ということで、御質問がございましたので、方策ごとに整理しております。我々もいろいろ条例の案を後ほど説明しますけれども、

関係法令との関係というものを考えておりました、基本的には抵触しないというような内容を考えております。

続きまして、資料のKでございます。整理番号32番で、フェニックス共済の加入率が上がらない原因についての御質問がございまして、それについては、この資料の真ん中辺でちょっと四角の黒囲みと丸の囲みをしておりますけれども、一戸建に比べて、共同住宅、借家の加入率が低いこと、あるいは、都市部の加入率が低いこと、これらが原因しているのではないかということが考えられます。

続きまして、資料Lでございます。整理番号の34番で、佐用の水害や東日本大震災後のフェニックス共済の加入率についての御質問がございまして、これを調べてみますと、大災害前後の3カ月の加入率と比べますと、災害後はかなり増えているというようなことがわかります。

続きまして、資料Mでございます。整理番号35番で、フェニックス共済制度以外の保険制度への加入率についての御質問がございまして、民間保険の地震保険の加入率というのが公表されておりました、それを資料Mの表面につけさせていただいております。各府県ごとに出ておりました、兵庫県の数字が18.4ということで出ております。それから、裏面には、今のちょっとその水害に関する保険制度のことを書いておりました、水害単独の保険というのはございませんが、共済や総合型の火災保険で、水害を対象としているものがあるという現状でございます。

以上、資料1-(1)、1-(2)の御説明ということで、資料1-(1)のほうの中身については、一つ一つ説明するお時間がちょっととれませんので、また、方策のほうの説明をしている中で、随時御確認いただければと思います。

それでは、引き続きまして、議題2の条例骨子案について説明させていただきます。

お手元の資料2-(1)(2)(3)、この三部構成となっております。この条

例骨子案につきましては、後ほどスケジュールの案で御説明させていただきますけれども、本日の企画部会、それからこの後の河川審議会を経まして、パブリックコメントを実施したいと考えておりまして、我々が考えております条例の案をパブリックコメントにかけるための資料、これをイメージしてつくっております。

まず、資料 2 - (1) について説明させていただきます。この資料につきましては、一枚物、表、裏になっておりまして、条例案のあらましを簡単に説明する資料としております。まず、背景として、近年、発生している大雨に対して、これまでの治水対策だけでは限界がありますので、総合治水を推進する必要があるということを、条例制定の背景ということで最初に書いておりまして、その次に条例の特色 1 としまして、この条例は総合治水に関するあらゆる方策を明示して、取り組みを進める条例であり、ながす・ためる・そなえるの三本柱に沿って、17 に分類した方策で構成されていることを示しております。

続きまして、裏面のほうで、条例の特色 2 としまして、総合治水の取り組みを推進するために、県、市町、県民が共同して総合治水推進計画を作成すること、また、その計画で位置づけた取り組みは必ず実施するものとするを示しております。県や市町は、ここに示しておりますような施策を講じ、県民はさまざまな貯留に取り組んだり、自助共助の取り組みを進めていただくことを規定するということを書いております。

その下、特色の 3 といたしましては、1 ヘクタール以上の開発を行う方には、条例に基づいて調整池を設置していただき、保全していただくというを示しております。

この 1 枚をもちまして、総合治水条例のあらましを説明しようというふうに考えております。

続きまして、資料 2 - (2) でございます。この資料につきましては、兵庫県総合治水条例（仮称）の骨子案の総則編ということになってございます。条例につ

いては、通常、前文や基本理念、役割分担等を述べる総則が前半部分にございまして、この部分をまとめておるのがこの資料の 2 - (2) でございます。背景や基本理念を明らかにしております。

まず、この資料の 1 ページ目、前文のところでは、近年、大雨が多発しており、浸水被害に対する安全度を向上させる必要があり、このためには総合治水を推進することが必要であるため、総合治水条例を制定する背景を述べております。

それから、その下の基本理念のところでは、河川及び下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせ、県、市町、県民及び事業者が一体となった取り組みのもとで、総合治水を推進しなければならないことをうたっております。

裏面 2 ページ目には、この二つの内容についての目的と解説というものを書いてございますが、また、これについては、後ほど御確認いただければと思っております。

続きまして、3 ページ目でございます。この 3 ページ目では、上から県の責務、市町の役割と、それから県民及び事業者の役割を示しております。県は、総合治水を推進する施策を講じること、それから、市町も同様に施策を講じること、それから、県民、事業者は、総合治水に対する理解を深め、取り組みを進めること、これらの基本的な役割を書いてございます。

続きまして、資料 4 ページでございます。ここの真ん中より少し上で、総合治水推進計画という項目がございまして、これについては、県、市町、県民及び事業者からなる総合治水推進協議会を地域ごとに設けて、総合治水推進計画を策定することとしており、この計画で実施することを義務づけている場合は、義務的に実施するというような枠組みを示しております。

続きまして、資料の 5 ページでございます。市町の条例との関係ということで、市町がこの条例以上の取り組みを位置づけたい場合には、本条例ではなく、市町の条例の規定を適用できるというような規定を設けることを考えております。

以上が、資料 2 - (2) の総合治水条例の骨子案の総則の説明でございます。

続きまして、総合治水条例（仮称）の骨子案の方策編ということで、資料 2 - (3) をご覧いただきたいと思えます。先ほどの資料 2 - (2) の総則とセットとなる条例の本体部分でございます。資料 2 - (3) につきましては、17 方策を説明している部分でございます。これにつきましては、前回それぞれの方策ごとに現状と課題を説明いたしました。

今回は、これを踏まえまして、条例の骨子と目的、解説を加えておりまして、構成といたしましては、例えば、〇〇の河川の整備のところでは、一番上にタイトルがございまして、〇〇河川の整備のタイトルがございまして、その下に四角囲みで、囲っておるところに条例の骨子、条例本文をあらわすような部分でございます。それを書いてございまして、その下に現状と課題を踏まえまして、なぜこの項目を設けたかという目的を書いております。その下に前回説明いたしました現状と、それからこの〇〇でいいますと、その次のページになりますけれども、これも前回説明しました課題を書いてございます。この現状と課題につきましては、一部の方策については前回から加筆修正しておりますが、基本的には前回資料で説明させていただいたものをそのまま使ってございます。それから、その後に解説として、一番最初の条例骨子について、現状と課題も踏まえながら、詳しく解説を載せております。

この 17 方策について、すべてこのような構成で書いてございますので、時間の関係もございまして、骨子を中心としまして、必要に応じて現状と課題や目的、解説を織りまぜながら、説明させていただきます。

まず、1 ページ目、〇〇河川の整備でございます。前回まだまだ河川整備を推進する必要があるという課題があるという説明をさせていただきました。骨子の 1 で河川法で規定されていることですが、河川管理者は、河川改修やダム、遊水池、調整池等の洪水調整施設など、河川の計画策定、河川工事、維持等の整備

を推進することを書いてございます。これは河川法で規定されておりますので、確認的に書いているという部分でございます。

それから、骨子の2番でございます。県が進めている社会基盤の既存ストック活用というような方針にも従いまして、河川の計画策定に当たって、利水ダム等既存施設の利活用に努めることを規定しております。

それから、骨子の3番目でございます。河川の計画策定、整備に際しては、流域対策や減災対策にも配慮するよう努めることを規定しております。

続きまして、3ページ目でございます。下水道施設の整備ということで、下水道施設につきましても、前回、今後も整備を推進していく必要があるという課題を御説明させていただきました。これに従いまして、骨子の1で下水道法で規定されていることですが、下水道管理者は雨水管や雨水排水ポンプ、雨水貯留管や地下貯留施設、校庭や公園での平面貯留など、雨水排水に係る地下下水道施設の事業計画を策定し、施設整備を推進することを確認的に規定しております。

それから、骨子の2番では、下水道の事業計画策定や整備に際しては、流域対策、減災対策に配慮するよう努めることを規定しております。

以上が、大きな三つの三本柱のながすの方策の河川と下水道の条文になります。

続きまして、5ページ目、開発に伴う調整池の設置でございます。前回、6ページの図を使用いたしまして、県管理河川の流域で行われる1ヘクタール以上の開発について、下流河川が30年確率で整備できていない場合と、市街化区域外で下流河川が30年確率以上で整備できている場合でも、開発面積が10ヘクタールを超える場合、これが6ページの図の下のマトリックスのAで示している部分ですけれども、このような開発につきましても、開発地の集水域からの自然流入分も含めて、下流河川水路の最も流下能力が低いネック地点の流下能力見合いに流出抑制をする調整池の設置を行政指導している現状を説明いたしました。

この指導では、県管理河川に与える影響が大きい開発のみを対象としており、県

管理河川以外の河川の流域の開発が対象になっていないことや、河川に至るまでの水路での氾らんを招くおそれが残ることなどの課題があることを説明いたしました。

そこで、条例の案としましては、7ページの解説のところに書いておりますけれども、解説の1で示しているとおり、浸水被害軽減のための取り組みを進める中で、開発行為というのは、現状よりも流出増を招く行為であるので、これは流出を抑制していただく必要があるというふうに考えておりました、この考えに基づきまして、解説の2で、県管理河川の流域以外開発も対象とすること、それから、解説の(3)で、河川への影響だけでなく、河川に至るまでの水路等での浸水被害を軽減するために、下流河川の整備状況に関係なく、1ヘクタールを超えるすべての開発を対象として調整池を設置していただくべきであると考えております。

また、解説の4で、1ヘクタール未満の開発についても、調整池を設置するよう努めていただきたいというふうに考えております。

この解説の5では、調整池の設置を確実に行うためには、開発許可等を行う関係機関と連携して、確実な設置を担保する必要があるため、当該機関からの情報提供を求めたいと考えております。

それから、(6)にありますように、開発による流出増の抑制は、総合治水を推進する上で非常に重要なことですので、規定に違反した場合は勧告を行い、勧告に従わなければ、その旨を公表するというような枠組みも考えております。

以上のことを、少し戻りますけれども、5ページの四角囲みの骨子のところで書いておりました、1では、すべからず開発をしようとする方には調整池を設置するよう努めていただくということ。それから、2番で、その中で開発の規模が1ヘクタールを超えている場合は、義務的に調整池を設置していただくということを書いてございます。それから、骨子の3では、開発許可を行う開発許可権者に

は、開発の申請があった場合には県に情報提供をするよう求めるという規定を考えております。

続きまして、8ページ目、4番、調整池の保全でございます。これにつきましては、前回、現在設置していただいている調整池については、恒久調整池と暫定調整池があり、暫定調整池については、下流河川の30年確率が確保されるまでの暫定的なものとなっていること、また、保全について法的な義務がかかっておらず、調整池が廃止されたり、適切に維持管理されない場合には、浸水被害が発生するおそれが増大することを課題として説明いたしました。これについては、9ページの解説の位置で書かせていただいておりますが、調整池の廃止や機能低下は、流出増を招くこととなりますので、避ける必要があると考えております。

そこで、8ページ目の四角囲みの骨子に書いておりますとおり、1で条例施行前に設置された調整池の所有者には点検、または調査及び必要に応じ修繕または改良、これを以下、点検等といいます。これを行い、保全に努めてもらうことを書いております。

これについては、従前法的な義務で設置してもらっているものではないので、保全の努力義務と考えておりますが、先ほど総則のところの説明しました総合治水推進計画で位置づけたものについては、保全を義務化するというような枠組みを考えております。

続きまして、骨子の2では、条例による義務として、設置された調整池、要は1ヘクタール以上の開発に伴う調整池については、保全を義務として、それから3では、条例による努力義務で設置された1ヘクタール未満の調整池については、保全についても努力義務にしたいということを考えております。

続きまして、資料10ページの流出増を伴う土地利用変更の抑制でございます。骨子につきましては、11ページの解説で書いておりますとおり、現在、制定されている国土利用計画法や都市計画法、農振法や森林法などさまざまな土地利用

に係る計画策定制度の中で、計画策定時に流出増による影響を考慮するというものがないため、計画策定や変更の際には、流出増による影響も考慮するよう、本条例で計画策定者に求める規定でございます。

なお、10ページ目の現状と、それから11ページの課題のあたりにつきましては、前回、現在の土地利用計画に係る制度でどのようなことができるのかという御質問がございましたので、現在どういうことをやっているかというあたりの説明を加筆させていただいております。

続きまして、資料の12ページ目の 土地の遊水機能の維持についてでございます。骨子につきましては、13ページの解説のとおり、解説の(1)(2)(3)で、河川整備計画に位置づけられた遊水地については、方策1の河川整備による河川管理施設として整備されますが、連続堤防が計画されているけれども、まだ整備できていない河川において、霞堤や越流堤などにより、遊水機能を有している土地が存在する場合があります、これらについては、洪水時の浸水被害を増大させないために、その機能を維持することが望ましいと考えております。

したがって、解説の(4)のとおり、県は浸水想定区域や情報の伝達などの施策を実施するとともに、遊水機能の維持の効果の周知や遊水機能維持の依頼などの施策を行い、土地の所有者には遊水機能の維持に協力していただくことを規定しております。

続きまして、14ページ目でございます。 出水時における河川へのポンプ排水の抑制ということで、前回、この現状と課題で説明したとおり、河川増水時の内水排除ポンプによる排水については、ルールを決めて、甚大な被害の発生を避ける必要がありますが、ポンプ停止は内水による浸水被害の発生を招くため、なかなかそのルールの制定に至っていないという課題を説明させていただきました。しかし、15ページ目の解説にありますように、内水を排除するポンプ施設の管理者には、河川管理者と協同して、運転調整ルールを策定していただく必要があ

るといふことで、この骨子のとおりに規定を設けております。

続きまして、16ページ目、 - 1 雨水貯留浸透設備の設置でございます。雨水貯留浸透に係る取り組みにつきましては、今回 - 1 の施設を設置するという取り組みと、それから、 - 2 の施設で容量を確保するという二つに分けてございます。

まず - 1 でございます。前回さまざまな雨水貯留浸透の取り組みがありますが、費用負担や手間が発生するなどの課題があり、広く浸透していない課題を説明させていただきました。骨子については、17ページの解説1にあるように、大規模施設や運動場、公園、駐車場、住宅、水田、ため池などさまざまな施設において、雨水貯留施設の設置に努めていただきますが、その際には、雨水利用機能を主とした取り組みが多くあるため、雨水利用や雨水貯留両面からの普及啓発に努めるといふことでございます。

また、流出抑制効果の高い取り組みにつきましては、総合治水推進計画に位置づけて確実な実施を担保すべきと考えておまして、特に、県や市町が所有する校庭や公園などは、効果の高い設備を設けることができますので、率先して位置づける必要があると考えております。

続きまして、資料18ページ、 - 2 貯留施設による雨水貯留容量の確保でございます。骨子については、解説にあるように、ため池、利水ダムやさまざまな施設に設けられた地下貯留槽などの貯留施設は、利水を目的として設置された物が多く、利水のために貯水容量を確保するように努められていますが、洪水が予想される時などに、一時的に貯水量を減じて、容量を確保してもらえれば、流出抑制に資することができます。特に、秋の台風期に貯水の必要性が低くなった農業用ため池の水位を下げてくださいなどの取り組みに努めていただきたいといふふうを考えております。県民、事業者にこのような取り組みを推進してもらふこと、県は、そのための普及啓発に係る施策を講じることを規定しております。

この方策につきましても、総合治水推進計画に位置づけたものについては、確実に実施してもらおうというようなことを考えております。

続きまして、資料 19 ページ、森林整備による保水力の維持、向上で、骨子につきましても、解説で書いておりますように、森林の整備は流出抑制を目的として行われるものではありませんが、保水力の維持、向上に資するものであるため、県は健全な森林を育成するための施策を講じ、森林所有者には健全な森林の育成に努めてもらうことを規定します。

次に、資料の 20 ページでございます。浸水想定区域及び浸水の深さの周知、骨子 1 で、県は水防法で定められた河川以外についても、浸水想定区域や浸水の深さなどの周知などの施策を行い、骨子の 2 で、市町には県が周知した情報を県民に周知したり、市町が管理する河川や下水道に係る浸水想定区域等を周知する施策を講じるよう努めてもらうことを規定しております。

さらに、3 で、県民、事業者には、県、市町が周知する情報を把握して、さらに周知に努めてもらうよう規定しております。

続きまして、資料の 22 ページ、でございます。浸水被害の発生に係る情報の伝達ということで、骨子 1 によって県は水防法で定められたものに限らず、水位や雨量などの観測情報や浸水被害発生のおそれの情報を市町に提供したり、一般に周知する施策を講じ、市町には県が提供した情報や市町が観測した情報等の周知に努めることを規定しております。さらに、3 で、県民、事業者には、県、市町が周知する情報を把握して、さらに周知に努めてもらうよう規定しております。

続きまして、資料の 24 ページでございます。浸水被害の防止に関する知識の普及啓発。骨子 1 で、県及び市町は、浸水被害の防止に関する知識の普及啓発に係る施策を講じること、骨子 2 で、県民、事業者には、それらの知識の習得、周知に努めてもらうことを規定しております。

続きまして、資料 25 ページ、水防体制の強化、防災訓練等の実施。骨子 1 で、

県及び市町が、水防体制の強化や地域防災計画による防災訓練の実施に係る施策を講じること、骨子2で、県民、事業者には、防災訓練への参加に努めてもらうことを規定しております。

次に、資料26ページ、施設の浸水被害軽減のための耐水化。骨子につきましては、次ページ、解説の1、2のとおり、浸水のおそれがある地域においては、さまざまな施設の所有者みずからが、必要に応じて施設の高床化や電気設備の高所設置、地下部分への雨水の流入抑制など、浸水被害の軽減を図るための耐水化を実施するよう努めてもらい、県は普及啓発に努めることを規定しております。

解説の3のとおり、耐水化により別の課題が発生することが考えられますので、県ではどのような地域で、どのような耐水化を行うべきかの指針を作成する必要があると考えております。

次に、解説の4にありますように、これにつきましても、総合治水推進計画に位置づけられた施設については、確実に実施していただくということで、特に、県や市町が所有する防災拠点となる庁舎や病院、それから、避難所となる学校などは率先して位置づける必要があると考えております。

次に資料の28ページ、二線堤、輪中堤等の整備でございます。骨子については、解説1、2のとおり、平成21年の洪水で被災した佐用川では、河川改修後も同規模の洪水で、床上浸水が発生するため、水防管理者である佐用町の水防活動を確保するため、県と佐用町が二線堤、輪中堤を実施する方向で地元協議を行っております。さまざまな降雨により発生する浸水被害を軽減するために、あらかじめ二線堤や輪中堤を整備することは、有効な方法でありますので、水防管理者である市町と市町の水防を確保する立場にある県が協議して、必要に応じて二線堤、輪中堤を整備することを規定しております。解説の3では、県民、事業者には協力をお願いすることを規定しております。

続きまして、資料30ページ、浸水被害を軽減するための土地利用の制限でご

ざいます。骨子につきましては、31ページの解説で書いておりますとおり、現在、制定されている国土利用計画法や都市計画法、農振法などさまざまな土地利用に係る計画の策定制度で、計画策定時に浸水の影響を考慮することとなっているのは、都市計画法の市街化区域編入や建築基準法に基づく災害危険区域指定などの制度に限られておりますので、計画策定や変更の際には、法令に定めがある場合だけでなく、定めがない場合でも、本条例に基づき浸水被害の影響を考慮するよう、計画策定者に求めるものであります。

なお、30ページの現状と31ページの課題につきましても、と同様でございます。前回、現在の土地利用に係る制度でどのようなことができるのかとの御質問がございましたので、それによる説明を加筆しております。

続きまして、32ページ、最後の方策、浸水被害からの早期復旧の備えということで、骨子にあるとおり、浸水被害が発生した場合にも共済制度や保険制度への加入を通じて、早期復旧が図れるよう、県民、事業者に努めていただくことを規定しております。

以上が、17方策に係る説明でございます。説明につきましては、以上でございますが、本日、御欠席の田中丸委員と矢守委員から、この条例骨子案について、参考資料の1と2、これ表、裏になってございますが、御意見をいただいておりますので、ここで、御紹介させていただきます。

この意見書については、本日の資料を作成するに当たりまして、前回委員会への御意見を適切に反映させるために、資料作成途上の段階で、全委員に説明をさせていただいたときに、両委員からいただいたものでございます。

まず、参考資料1でございます。田中丸委員からの意見でございますが、1番、メニューが広く網羅されているので、メリハリを持たせる工夫をしてほしいということ、2番としては、全県共通の横断的な条例であることをしっかりPRすべき、3番としては、開発に伴う調整池は、開発に伴う流量増分でなく、下流流下

能力見合いとなっており、河川管理者の課題の一部を開発者に押しつけることにならないのか、それを条例の義務にできるのかというような御意見をいただいております。

それから、参考資料 2、裏面につきましては、矢守委員からの御意見でございます。方策の 1、2 の痛みを伴う取り組みには、インセンティブを与えることが有効で、施設設置や水位下げについては、基準や指針が必要だろうと、それから、については、住民が行政からの情報を待つだけでなく、住民が参画していく仕組みが必要であろうと。それから、の方策については、防災教育について、兵庫県にしかない人と防災未来センターや県立舞子高校などとの連携を考えたり、経験した災害の教訓を同様の地域に生かせないかというような御意見、それから、からのソフト対策の記載が一般的、抽象的な内容であるということで、以上の精神をより鮮明に反映した文言に修正していただけるとうれしいというような御意見をいただいております。

以上、長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

道奥部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見等を伺いたいと思います。今、御説明のありました参考意見の 2 と 3 も含めて、説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問等を願います。

安田委員 非常にタイトなスケジュールで事務局はまさに大変な状況であろうと思いますが、条例とその推進計画との関係を含めて、これは最初に私、発言したのは、角松先生から条例構成上のものとして、また、お教えいただけたらという意味も含めて、最初に発言させていただくんですが、1 点は、この総則編というのはよくわかるんですが、方策編というのは、これは条例なのか、推進計画に盛り込むべき内容なのかということで、条例化するとするならば、推進計画をつくるときには、こういう内容を盛り込みなさいという規定をしておくので、

今、この方策でこういう記述で大丈夫というところまで詰め切れるのかどうか、ものすごく心配なところがあるんですね。それが1点。

それから、それとも関連するんですが、地域別計画という場合の地域という概念が市町を超える意味での地域という意味もありますね。もっと単純に言えば、流域計画というような流域別総合治水計画、あるいは、流域別の条例だったらいいかもしれないけれども、武庫川なんかはそれの先発の例だと、あれをきちっと位置づけておく、全県的な一つの武庫川水系の取り組みとして位置づけるというあれからいくと、流域別の推進計画というようなことが、まず地域の概念であるだろうと。いま一つは、もう少し小さな地区というか、コミュニティーレベルで、みずからの集落なり、あるいは、地域、地区なりの水害からきちっと守るためにこういうことをみずから守っていくと。

前回申し上げましたけれども、個々の例を守るというよりも、やはりみんなが協力し合って守ることが、この条例をつくる一番の意味だと思いますので、そういう意味での地域という概念はあるだろうというので、このあたりをもう少し整理をされたらどうかと思うので、むしろ、河川だったら、僕は流域別総合治水計画ということをきちっと打ち出して、それにかかわる市町、それから住民の内部企業の代表の皆さんがあって、そこでその流域の計画を即地的に考えていく。だから、流域によっては、関係ないものも今度その中に入っていくかも、関係ないとは言わないけれども、余り重要ではない。あるいは、流域によってはこのことは物すごく大事だということで、重点が置かれるかもしれない。それをあらかじめ全部先見的に触れようとするから、いささか食い足りないという印象を持つのではないかと、こういうことです。

道奥部会長 どうもありがとうございました。大きくは2点でございますが、まず、方策案のほうにつきまして、条例の本文に入ってくることになるかと思いますが、もしそうだとすると、御紹介いただいた内容がそのまま条例になった

とした場合に、十分過不足なくうたわれているのかどうかということが、この場でなかなか判断できるそれだけの時間があるのかどうかということだったと思う。ちょっと違っていたら、補足してください。

それから、2番目は、地域ごとに、これは私もちょっと質問しようと思っておりました。特に、総合治水推進協議会を動かすとき、あるいは、計画を動かすときのプラットフォームがこの地域ごとの協議会ということになるかと思えますけれども、問題によっても違いますでしょうし、一括して流域というとらえ方、安田委員の言われたような流域というとらえ方で、広過ぎる場合もありますよね。例えば、地区の防災活動、水防活動とかする場合は、恐らく自治会ベースになるかと思うんですが、そのあたりがちょっとまだ不確かなんじゃないかと、そういう御意見であったかと思いますが、いかがでしょうか。

山内総合治水課長 1点目ですけれども、資料2-1のリーフレットの条例の特色の で書いておるんですけれども、これまで、今の説明にもありましたけれども、総合治水に資する取り組みというのは、それぞれの主体でいろんなことはされてきておるわけですけれども、今回の条例の目的の一つとして、そういうのもある程度網羅的に体系的に見ていただくという意味で、ここに書いています。あらゆる方策をまず一旦明示して、その中からその地域、流域の特性も違いますし、被害の特性も違いますので、流域地域に合った課題を抽出していただいて、それぞれの地域のオリジナルの計画をつくって行って、それぞれの地域に落とすということを考えていますので、まず条例では前段として、全体を網羅的に体系的に整備するという意味合いもあって、この条例の方策というのを整理しました。

2点目は、その地域の考え方ということですが、第1回の企画部会でも御意見が出たんですけれども、我々はまず流域という一つのくくりで、流域プラス氾らん域ですね、そういう意味で流域圏という単位で考えるのがこの趣旨には合うのかなと考えています。ただ、それでやると、非常に大きな河川でありますと、

エリアが大き過ぎて、それぞれの地域にお住まいの方にとって、ここで作った計画が実際の自分たちの生活にどうかかわるのかというのが見えなくなりますので、御指摘があったように、一つは大きく括って作って、もう一つは、先ほどのもう一つ小さなエリアで身近な問題としてとらえるような単位で作る必要があるのかなとは考えています。

ただ、そのこのところをどうするかというのは、まだ十分詰め切れていないところがあって、これから検討しなくてはならない内容だというふうに考えています。

安田委員 それなんですけれども、ゴールが迫っておるから、大丈夫かなという。

道奥部会長 ありがとうございます。特に地域の話は、まずは恐らく今の課長の御説明ですと、流域圏ですね、流域圏もいろいろあるんですけれども、いわゆる今おっしゃった流域圏は、水が流れる範囲の流域圏という意味だと思いますが、あふれる範囲を考える。それに対応するような総合治水推進協議会をイメージされて、それを括れるような条例にまずは作っていくと。推進計画というアクションプログラムを動かす場合に、その中にさらにその流域圏を細分化する地域、サブリージョンを考えて、推進協議会についても恐らく推進協議会が本体のコミュニティーであるならば、サブコミュニティーもつくっていくのだろうと、そのあたりはそういうことはできるように条例を作文していくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

まだ今その最終形までは多分この部会ではとても具体的につくることはできないかと思いますが、まずはここでのミッションは条例を作成するというございますので、それを含むような、包含するような条例を目指すという認識でいかなければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

井上委員 条例というのはあくまで法律的なものなので、その体裁としてど

のようになるのか、私は素人ですのでよくわかりません。少し技術的な点でお聞きしたいんですが、最初のこの方策編ですね、方策編の6ページにありますその調整池の設置のことで、現行のものは書かれているんですが、条例後のものがないように思うんですね。これを入れておかないと、パブリックコメントにかけたときに、県民の方がどんな負担がふえるんだということが、具体的にわかりにくいのではないかという気がします。

現行はこういうことで、事前説明では、条例案を見せてもらったんですけども、やはりこれが必要で、これまた変わっているんですかね、きょうお配りにならなかったのは、何か中身変わったかもしれません。ちょっと私よく知りませんので。

一つそれでお聞きしたいのは、さっきの話では、1/30の改修が達成されていないところでは、暫定的な調整池を求めるということになっておりますが、それは1/30達成された後には、その暫定的にされた調整池はさらに続けて保全するというをおっしゃいました。そうすると、さっきの田中丸先生がご指摘になりました、何か開発したりした場合、過剰な負担を強いていないかという気がしないでもないんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

道奥部会長 まず、先ほどの6ページのこの表ですね、下の表の、いわゆる条例バージョン、これについてはどういうあらわし方をするのか。条例文は新たなくくりで条例を作成いただきますけれども、恐らく資料編みたいな形でこれの新しいバージョンが出ていくのかなと思っておりますが、それが1点ですね。

それと、その場合に過剰に開発者に対して、河川管理者の仕事まで押しつけることにならないのかという意見がございますが、どのようにクリアいたしましょうか。

八木下総合治水課副課長 最初の御質問のほうなんですけど、今、ちょっといろいろ事前に御相談させていただいたときには、我々も悩ましい課題でございまして、ちょっといろんな案を考えている中で、一つの案を御説明させていただいた

んですが、今回こういう形で部会に諮らせていただくに当たっては、今5ページの骨子案のところに書いておりますところで、骨子の2番で、開発の規模が1ヘクタール以上の場合は調整池を設置しなければならないという、これに尽きる形になっておりまして、要は、これも図をつければよかったんですが、こういう一言で説明していますので、6ページ目のマトリックスの図でいきますと、1ヘクタール以上の部分について、現行では黒塗りのところというのは不要になっていきますけれども、このあたりにも基本的に今お願いしているような調整池をつくっていただくというようなことを広げるということを考えておるということでございます。

井上委員 それは、やっぱり恒久的な物としてですね。

八木下総合治水課副課長 そうですね、これが の保全とセットで、 は設置の条件になりまして、それから、 のほうが保全になります。それで、今考えております枠組みは、 で義務的に設置された調整池については、保全も義務的に行っていただくということを考えています。

山内総合治水課長 2点目の負担というお話なんですけれども、これが財産権というところになるのかなと思うんですけど、これについては、公共の福祉によりある一定の制約は内在的に受ける性格のものであるというふうに考えておりまして、今回の開発に当たって、下流域の開発に伴って、下流域に被害が及ぶ場合も、それを回避する措置はやはり必要不可欠なものでありますので、そのために必要となる負担については、その制約の中にあるものであると、一定のものは受忍されるべきものではないかというふうに考えています。

この絵にありますとおり、下流域の河川の状況によって、調整池の規模も変わるわけですけれども、下流河川の流下能力というのを、一つのその開発地の持つ付随する前提条件の一つであると、地形的な条件の一つであると考えますので、それに伴って生じる負担については、内在的な制約の中の範疇に入るのではないか

なというふうに考えてます。

道奥部会長 はい、お願いします。

安田委員 今の調整池の中で、3のところの開発許可権者はということになって、県に情報を提供してもらいますとあるんですが、このときに、情報提供のもとに、この条例を根拠にした行政指導が行われるわけでありますが、そのときに、開発許可権者が一体どういう立場か、要するに、その協議が整わないと、開発許可もできないのか、情報提供するだけであって、別系統での扱いなのかということが出ますよね。一方は法律に基づく行為であって、開発許可の行為でありますから、その中に関係法令の中に、前もお聞きしましたが、入らないんですよ。

そうすると、非常に微妙なところでいくと、それが都市計画法は求めているからということで、開発許可を出さないとなると、今度は業者のほうからクレームがつくし、出したとなると、今度はその下流域の住民の方々からはどなたがしたかということで、結局のところ、この開発許可権者に全部議論が集中する仕組みになっているんですよ、今は。そこらあたりは所管課と議論されるでしょうから、十分にやっておいていただかないと、情報提供する者とする、一文ではなかなかクリアし切れないんじゃないかなと心配します。もちろん、関係法令化しちゃえばいいわけですけども、この前申し上げたのはそういうことなんです、そうもなってないので。

道奥部会長 この議論は非常に大事なところで、だから、事務局も今まだ最終案が出ないんだろうと思いますが、上位法規との関係ですよ。上位法規のほうでうたわれていたらそっちが優先されて、条例が骨抜きになったり、条例に規定されていても、それが機能しなかったりというような心配とか逆の場合ですね、条例のほうがちっと上位法規を上回ったような、コントロールをしてしまうと、逆にこれ法律的にトラブルのもとになるところで、このあたりはかなり慎重な事前の議論が必要なのかと思います。

角松先生は法律の御専門家でございますので、いろいろと御意見をいただけるかなと思うんですが、何か、まず言っていただけましたら、お願いします。

角松委員 幾つかの点があったかと思えますけれども、まず、最後に安田委員がおっしゃった開発許可との関係ですが、おっしゃるように、この条例の手續を履践することを開発許可の要件とするのは、やはりちょっと無理だろうと考えられますので、であるならば、この条例自体の枠内で、目的を担保するための何らかの仕組みをつくっていく必要が出てくるだろうと思えます。

例えば、勧告、公表というのが考えられる。あるいは、もう一步進んで命令も考えられる。そうすると、どの線まで担保手段を考えているかということまで議論した上で、パブコメをかけるほうが本来望ましいのではないかなというふうに考えられるかと思えます。

それから、どこまでのことを調整池の設置において求めることができるかということでございますが、本日の田中丸委員からの御意見に、開発に伴う流量増加分を処理できる規模の調整池の設置は当然のことという記述がございまして、私も全くそのとおりなのではないかなと思えます。であるならば、調整池を求めるといふ具体的施策と同時に、そのことを理念として盛り込んでいく必要があるのではないか。例えば、総則的な部分において、「抑制」と書けるかどうかは難しいところですが、開発に伴う当然の負担として、流出を増加させてはいけないという開発者の役割があるということも打ち出していいのではないかなと思えます。

恐らく、ここまでのところを義務づけていくということに関しては、田中丸委員も今日ご出席の先生方もご異論がないのではないかと思います。それ以上、下流の流下能力見合いについて、義務づけることができるかという点は、確かに非常に難しい問題だという印象を持っております。

ただ、余り自信を持って申し上げられることではないんですが、私なりに印象を申し上げれば、その下流の流下能力の程度との見合いで、結果として流出が増加

して、洪水の危険が非常に高まるという状況がある場合では、それも内在的制約と考える余地もあるのではないか。例えて言えば、コップの水があふれそうな状況になっているときに、「私はほんのちょっとしかそのコップに水を入れてない」という場合であっても、現にあふれそうな状況になってしまっているのであれば、そういうふうと言える場合があり得るのではないかなというふうにも思います。個別の判断として、そういう場合も考えることができるのではないか。

この点は非常に悩ましいところで、もし内在的制約に伴う義務とまで言えないのであれば、その分については、指導にとどめるという方策も考えられるかとも思います。いずれにしても、最大限どこまでできるかということをご検討いただければと思います。

ほかにも気になっていた点があります。関連するのか、しないのかもわかりませんが、一つは、遊水機能の維持というところでございます。12ページのところですが、ここの部分についても、その10ページの、あるいはにあるような、他の計画との連動といった要素を取り込むことはできないだろうかというところでございます。

流水増を伴う土地利用の変更に関して抑制を求めるということと同時に、遊水機能を損なうような計画について、その抑制をお願いするという観点もあり得るかなと思います。

またそれと関連して、私はこのきょうのと の関係をどのようにとらえていいのかということが、少しわかりにくい印象を持ちましたので、改めて御説明をお願いできればと思います。

それから、済みませんが、調整池関係でもう1点忘れておりました。調整池のところで保全という言葉を使っておられるのですが、この保全というのは、機能を維持されればいいんだという考え方でよいのかどうかということ、確認したく思います。仮に機能維持だとすると、その機能を維持するための現実のスキーム

ですね、例えば、利用を許可制にするとか、そういうふうなことも含めて、どのようなことを考えておられるかという点を御説明いただければと思います。

道奥部会長 四、五点あったかと思いますが、今後のスケジュールとも関連する部分もございます、パブコメにかける前に今、懸案されるところはクリアしておいたほうが良いというサジェスション等も含めて、事務局のほうから順にお答えできるところで、お答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

まず、どこからでも結構でございます。例えば、 と との関係とかいかがでしょうか。

八木下総合治水課副課長 資料2 - (3)の10ページの 、それから30ページの ですね、これの違いということございまして、これについては、我々も今まで中で話している中でもよくひっかかっておった部分なんですけれども、まず、両方とも同じ土地利用計画を定める、あるいは変更するときに、一つ要素として、その総合治水の観点を盛り込んでいただきたいということを、土地利用の計画を定める者に対して、求めるという条文でございます。

それで、 のほうにつきましては、何を考えていただくかといいますと、その土地利用計画を変更する場合、主に開発という行為になると思いますけれども、開発をできるような土地利用に変更することを考えるときに、そこが開発できるような土地になれば、流出増を招くことになりますので、その影響が下流に対して、与える影響が大きいのか、小さいのか、その変更をしてもいいのかどうかということを、一つ観点として考えてもらいたいということが のほうでございます。

それから、 のほうは、既に浸水しやすいようなエリアについて、土地利用の計画を変更したりするときに、そこで開発をできない土地をできるような土地に変更するということになると、浸水のおそれのある地域に開発が入ってきて、浸水被害が増大するということになりますので、そういう変更がいいのかどうかとい

うことを、一つ考えていただきたいというのが のほうでございます。

ですから、これ今、ためると備えるという分類をしてしまっておりますので、たまたまその二つのことが、同じような行為が2カ所に出てきて、少しわかりにくくなっておるということでございます。

道奥部会長 その点につきましては、流出解析的な考え方でいきますと、二つ分けられるんですけども、水が出るほうと、水をもらうほうですね、流出解析的にはそうなんですけれども、実際には水を出すほうも浸る可能性もありますし、逆もしかりですよ。ですから、なかなか二つを線引きしにくいので、土地利用規制ということを条文にうたう場合には、余りそのあたりを分けずに書いたほうがわかりやすいんじゃないかというような角松委員の御意見と趣旨が合っているのかどうかわかりませんが、恐らくちょっと河川工学的な条文の分け方になっているかなという気がちょっといたしました。それは意見でございます。今の点については、よろしいでしょうか。

それともう一つ、遊水機能の維持というところでございます。これも同様のところで、そこが遊水池になる場合も、それから、逆に下流が水を出す側のソースになる場合もあろうかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。ちょっとこのあたり整理がなかなか私もつきにくいんですけども。

八木下総合治水課副課長 済みません。今、角松委員から御指摘のありました遊水機能の話は、推進計画との関係ということなんですが、他法令との関係ですか。

角松委員 他計画のあるいは個別の土地利用の変更、あるいは、それに係る計画との関係で、遊水池として位置づけられていたところに開発計画が出てきたときに、再考をお願いするような手段として位置づけることはできないかということでございます。

八木下総合治水課副課長 確かに御指摘のとおりで、この遊水機能を有する土

地というのは、すなわち浸水しやすいエリアということで、方策の でいうエリアになります。ですから、遊水機能を有する土地の維持については、 ということで、ちょっと方策を別に立てておりますが、その中で実は住民の方に努めていただきたいと思っている方策の一つは、 の、土地利用計画策定者に対してお願いしたいことで、地域の皆さんに考えていただきたいのは、例えば、 のそういうところでもし何かするのであれば、 のように、耐水化を考えてやってくださいとか、あるいは、ソフト系の話でいう とか、 とかで、要はそういう浸水しやすい遊水機能を有する土地というのは、当然ハザードマップでも、色がついているところになっていきますので、そういうところについては、みずからそういう情報を持って、開発すべきなのか、どうなのかということを考えていただくとか、そういうことが絡んでくるようなことで、実はこの17方策というのを立てて、考えておりますけれども、これらの方策というのは、結構それぞれに入り乱れて絡みを持っています。

それを今この17に分けていますので、もしかすると、視点が偏った分け方になっているのかもしれないとは思っていますが、一応我々が総合治水をとらえて、その代表的な方策という、そういう観点で見て、今、分けたことになっているので、そういうそれぞれの入り乱れた関係というのは、確かに存在しています。

道奥部会長 考え方として、17の条項は、それぞれの条項でできるだけオーバーラップするほうが、すき間があくよりはいいという、そういう考え方でカテゴリーを分けられておられますよね。そういう考え方で安田委員お願いします。

安田委員 今の関連ですけど、土地利用計画の計画の策定者というニュアンスで来たんですけれども、実際には相応の開発は行われていくわけですよね。一番問題なのは、小規模な個別の開発が積み重なっていくのが懸案で、それが前提になるところで計画が、災害危険区域のようなところはもう当然外すことが可能なんですけれども、それに至らない、いわばグレーゾーンみたいに働く部分をどう

するのかというふうになると、やっぱり、市場でこれ議論をされているわけですから、そうすると、土地の取引がされるわけです。だから、ハザードマップの使い方も将来的には考えなくてはいかんとするんですけども、ハザードマップをきちっと、あるいはこういう情報も含めて示したわけで、宅地の取引に際して、重要事項説明、ここは浸水する恐れもあるのですよということを記載する義務、これは一番実態的に止まるので、土地利用計画の絵をかく人にこれは言ってみても、余り効果はない。市場化という、制限できるかどうかというところまで行くべきだろうと思いますよ。

道奥部会長 非常に重要な視点ですけども、ディベロッパーのほうに視点をより置いたほうがいいんじゃないかという、そういうふうなところで、どこまで法律でコントロールできるかという難しいところもございましょうが、そのほかいかがですか。

井上委員 この前もちょっと申し上げたんですが、費用の負担のことなんですけれども、例えば、調整池を持っている人に、そういうのをつくれというときに、だれがその費用を負担するか、あるいは、矢守委員が書いておられるように、費用の負担するとか、補助金を出すとか、例えば、税制面で少し優遇するとか、何かそういうものがないと、やれやれと言われても、なかなかデベロッパーのほうは、やりにくいのではないかという気はします。

もう一つは、先ほど道奥部会長がおっしゃったように、このメニューは当然オーバーラップ、重複する部分があって当然なので、それはそれでいいと思うんですが、ここに上げられているのは、私が言うのも何ですが、やはりちょっと工学的なものが強過ぎて、もっと広く考えたら、もっとほかにもいろんな方策があるのではないかという気がするので、工学でない人から意見をお聞きしたいですね。

道奥部会長 そうですね。ちょっと視点が確かに先生おっしゃるように、偏っているような気もしないでもないです。

それで、その前にちょっと角松委員から投げかけられた質問、全部まだ答えていないと思いますので、よろしくお願いします。

山内総合治水課長 今回調整池の義務化をこの条例の中でしようとした背景としまして、先ほどの副課長の説明にもありましたけれども、今、県、市町、それから県民の方も含めて、流出抑制に取り組んでいきたいと思いますというのをうたう中であって、やっぱり開発行為については、確実に流出抑制を図っていただく必要があるというところをしっかりと制度的にも担保する必要があるということで、この条例の中で義務として位置づけようというところが、まず一つ背景にあります。

それで、勧告、公表については、例えば、設置につきましては、7ページの解説の一番下の(6)ここで、勧告、そして従わなかった場合には、その旨を公表させていただくというところを、ちょっと囲みの中には入れてないんですけども、こういう形を掲げています。

防災につきましても、同様に9ページですけれども、同様のことを今、考えております。

それと、開発者に対してどこまで求めるのかということにつきましては、今いただいたアドバイスも含めて、検討を加えていく必要があるというふうに思っております。

それと保全の定義といいますか、お話があったと思いますけれども、今、ここで私どもが考えておりますのは、まずその調整池を存置していただいて、プラスその調節効果、その機能を維持していただくということで、現時点では存置というところから、保全の中に入っておると考えております。

道奥部会長 角松委員いかがでしょうか。さらに。

角松委員 今のお話で、勧告・公表については、はっきり書いてあることを先ほど見落としておりまして、済みませんでした。囲みの中に入れることも考えら

れるかなと思いますが、どちらがいいかわからないかなと思っております。

保全については、「存置」というのが、何というか、どう同一性があるのか。元の調整池が維持されているのは、どうであれば同一、どうであれば同一じゃないかというのは、結構難しいかという気もするんですが。ただ、余り難しいことを考えずとも、とりあえず保全するとうたっておいて、あとは実質上、許可制のようなスキームをつくることにして、その許可の際の要件として、機能を損なわないことというふうに織り込んでおけば、それでよろしいかと思えます。

安田委員 これ保全という言葉を使うんですか、こういう場合に。自然環境の保全とか、そういうのでは我々使うけれど、維持管理という施設のことなんだったら、適切な維持管理をするということで、十分そちらのほうのわかりやすいと思えますよね、一般の方。

道奥部会長 ちょっと私もそれ保全というのは、ちょっとひっかかりまして、多分正確には、今、課長おっしゃいましたように存置、それから維持管理という組み合わせだと思えるんですけども。

安田委員 そう書いたほうがわかりやすい。

道奥部会長 そのほか。酒井先生、お願いします。

酒井委員 先ほどの遊水機能の維持の話なんですけれども、矢守先生の御意見もあるんですけども、ここでは主に協力ということを書かれていて、これは、
にあるような開発のような行為をしないで、維持することを協力してもらおうと。協力をするということは、逆に言えば、開発を抑制されてしまうわけで、言ってみれば、我慢しなさいということなので、やはりその我慢を強いることに対する何らかの措置は、矢守先生が書かれたように必要だと思いますし、もう一つは、やはり浸水する可能性のある場所ですよね。しかもそこが農地で、農業を営んでいるとしたら、農業被害も考えられるわけで、そういったときに、下流を守るために、お米がとれなかった。じゃあどうしてくれるんだみたいな話も起こり得る

んじゃないかなと。そのことを想定して、何らかのことを事前に考えていくことが必要じゃないかというふうに思います。

それから、あと調整池のことで、ちょっとイメージが1ヘクタール未満でも、推進はしますよという話なんですけれども、100ヘクタール以上の調整池なら何となくイメージ沸くんですけれども、例えば、工場の敷地の中につくるようなイメージですよ、1ヘクタールというのは。それと、貯留施設の話、こういうことも具体的に施設的には、何かつながってくるような気がするんですけれども、それから、例えば、工場の敷地なんかを考えたら、いかに敷地の中から雨を流出させないか、例えば、不浸透率はこれ以上上げないとか、何かそういうのは規制として、やることは難しいでしょうけれども、そのような方針、それは具体的にはここで言われている推進計画、そちらのほうで実際には考えることではないかなと思うんですけれども、ちょっと具体的にそういうアイデアみたいなものを明示されたほうが、わかりやすいかなと。総合治水で何をやるんだということが、パブコメにかけるにしても、イメージしやすいんじゃないかなというふうに思います。

道奥部会長 どうもありがとうございます。今の御意見に対してはいかがでしょうか。特にございませんか。

八木下総合治水課副課長 1ヘクタール未満の開発について、この条例の今のこの方策の枠組みでいきますと、調整池をつくって、流出抑制に努めてくださいというような枠組みになっております。それで、その話と、一方の1番のほうでは、調整池という名称ではないですけど、貯留施設を設けてくださいという別の言い方がありまして、例えば、1ヘクタール以上であれば、この条例で定める基準の調整池をつくってくださいということになるんですけれども、それの1ヘクタール未満であれば、別に何かやってくださいという程度の努力義務になるので、義務で課しているような調整池を必ずしも設けてもらわなくてもいいことになりますので、その時点で、例えば、で言っているような、貯留施設

を設けていただくということも流出抑制の一つのことになりますので、そっちでもやっていただけるのなら、それでもやっていただかないよりは、非常にありがたい話であるというようなことで、ちょっとこの辺も実は絡みがありまして、この整理というのも、もしかするとしておかないと、じゃあ1ヘクタール未満だったら、の貯留施設ならだめなのかとか、いいのかとか、そういう議論になる可能性はあるところだとは思っています。

ですから、ちょっとこれ委員ご指摘のように、その辺の考え方というのは、ちょっと整理する必要があると思っています。

酒井委員 1ヘクタールぐらいの話だったら、例えば浸透域を確保するとか、そういうことであって、要はそのエリアから出す量を一定流量以下に抑えるのであれば、別にためなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

道奥部会長 という解釈もありましょうし、ちょっと1ヘクタール未満が若干グレーな感じで、極端な場合、1ヘクタール未満の開発をするディベロッパーは、自分のいいように解釈して、のほうに解釈して、200リットルの雨水タンクを買ってきて、これでオーケーみたいな話にもなりかねないわけですね。そのあたりちょっと整理の必要があるかなとは思っています。

安田委員 どうやって捕捉するの。

道奥部会長 雨水をですか。

安田委員 どこに届ける。届ける必要がなかったら。

道奥部会長 法的コントロール。

安田委員 開発許可権者の網の目から掬えるやつは情報提供できるけれど、それにこぼれているのをどうやって。

道奥部会長 努力義務という限りは、恐らく掬いきれないでしょうね。

安田委員 むしろ調整区域の土地利用項目が変わる部分は出てくるけれども、市街化区域の1ヘクタール未満なんて、さらに、未満と言えば、小さな建築行為

の扱いが全部あるわけで、これを全部やるなんていうのは。

道奥部会長 何かコントロールが難しい部分はインセンティブを与える準備みたいなものが別途必要になるのかもわかりません。

それと先ほど酒井先生のほうがおっしゃいました一番上のほうの、これは総合治水対策というのは、平たく言えば、県民皆さんが痛みを伴いますので、我慢してくださいね、とにかくありとあらゆる、手当たり次第の手段を講じますのでという、そういうことを県民に広く御理解いただくことかと思えますね。そういう意味で、どういう県民に対する周知をするかというところが、非常に大きなポイントになるかと思えます。

そのほか。課長のほうからお願いします。

山内総合治水課長 酒井委員の、今、道奥部会長がお話になった1点目ですけれども、この12ページのところの囲みの中にも、1の3行目の頭のほうに、減災対策実施とあわせてということで、これの意味は、その13ページ、右のページの解説の(4)にちょっと書いているんですけど、その機能の保全の協力をお願いするとあわせて、減災対策として、浸水想定区域の周知とか、情報の伝達とか、あるいは場合によって、例えば、住家とかがあれば、局所的に止水の壁を打つとか、そういった減災対策とあわせて、こういったお願いをしていこうということで、そういった意味でのフォローはする必要があるということでございます。

道奥部会長 そのほかいかがでしょうか。吉田委員、お願いします。

吉田委員 この資料2-(1)の兵庫県総合治水条例のあらましという1枚物がありますね、これを読んでも、ああ、そういうことなんだなということで、全体像が何となくなんですけれども、細かくなればなるほど、何のことを言っているか、わからなくなってくるんですよ。特に、私のような一県民にとっては、わからなくなってしまうんですね。

例えば、さっきの と のことも、私などから見れば、同じことを言っているんじゃないのっていうふうに、そしたら、それ一つにして、もうちょっとわかりやすくできないのかしらというふうに、ちょっと単純かもしれませんが思うってしまうようなところは、例えば、24ページと26ページの浸水被害の防止に関する知識の普及啓発と、水防体制の強化、防災訓練などの実施というのは、これとこれって、本当にリンクしているようなことなただけけれども、一つ一つばらばらになると、じゃあ、幾つすればいいのっていうふうに思ってしまうたり、一番大切なことは何なんだろうというふうに思ってしまうところがあるんですね。

この治水条例というものが、今、道奥先生がおっしゃったように、あらゆることを網羅して、県民にも痛みを分かち合ってもらいますよっていうことだったら、もう少し何か開発するについて、業者の人にはこういうことをやらしてもらわなければいけないということとか、県民として、こういうことには協力しなければいけないみたいなことが、もう少し整理されてわかるようになれば、この治水条例ができたときに、みんながとりあえず読んで、じゃあ、地域で何しましょうかということになっていけばいいのになというふうな感想を持ちます。

道奥部会長 どうもありがとうございます。先ほど井上委員のほうからもおっしゃいました若干工学センスに基づいた条例構成ではないのかということで、今、吉田委員からいみじくも御指摘がありましたように、若干そういう意味でこの条文のほう、本文のほうですね、わかりにくい。条文をそういうふうに再構成できれば一番よろしいかと思いますが、なかなかそうなりますと、大手術かもわかりません。

例えば、今御指摘がありましたような、このあらましの部分で、この条例の構成みたいなことが、わかるような工夫ができないのかという。今これ資料2 - (1)、御用意いただいているんですけれども、これもちょっと若干ひっかかるところが私にはありまして、そういうところもちょっと含めて、条例を組み上げ

たようなこの、ダイジェスト版がやはり必要になろうと。条文を県民は読まないと思いますので、そういう意味で、表に出てくるほうの総合治水条例の説明の内容ですね、これが必要になろうかと思います。

ちょっと私がひっかかると申しましたのは、条例の特色でございますが、これだけが一つ異質なもので、三つ目に上がっておりまして、実はこれは、はの中のの1項目、調整池の保全でしかないわけですね。それをわざわざこう一つの大きな柱として出してきたので、若干アンバランスというか、あるいは、事務局の思いが見え過ぎてしまう、そういう感じがちょっとする次第でございます、そしたら、はい、お願いします。

角松委員 今の吉田委員の御発言ともあるいは関係するかもしれませんが、県民参加の理念というのを、今回、盛り込んでおられますが、もう少し強調してもよいのではないかなという印象を持ちました。今回の総則編のところ、まず基本理念のところ、県、市町、県民及び事業者の連携という言葉がございます。また、県の責務のところ、県民及び事業者の参画を得てという言葉がございます。また、総合治水推進計画のところでは、協議会を置くということが述べられていて、あと個別方策のところでもいろいろ県民を含めた取り組みというのが、方策的には書いてあるんですが、少しインパクトが弱いんじゃないか、このまま出すと参加の理念が弱く見えるんじゃないかなという気がします。

例えば、河川法の条文ですと、御案内のとおり、河川整備計画については、公聴会の開催等を関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないというのがあります。それと比べて、この条例では参画という言葉だけだと、逆に後退したような印象を与えてしまうのではないかなというふうに思います。市民参加の理念を県としても重視していることがはっきり伝わるような表現が良いのではないかと思います。

それから、済みません、総合治水推進計画の協議会のところですけども、協議

会があるから住民参加だというふうに言ってしまうと、何か「それだけ」みたいに読めてしまうんですね。当然ながらパブコメ、その他の措置をとることも予定しておられるのでしょから、まさにその点が誤解されないように、市民参加をしっかりとやっていくんだということを改めて強調していただければというふうに思います。

道奥部会長 はい、どうも貴重な視点、酒井先生お願いします。

酒井委員 私の個人的な関心でもあるんですけども、少し雨水貯留が普及しないかなと思っておりまして、このきょうの質問の資料Aで、こういうの売っているんですか。でも、これが雨水貯留の一般だと、普及対策かもしれないですけども、これしかないような印象を持たれてはやっぱり適当でないと思いますし、自分のことを言うのはあれですけども、屋根面積当たり40ミリぐらい、2トンぐらい見ているんですけども、それぐらいだったら、まだまだ高いんですけども、不可能でないと思いますし、それから、その貯留を普及させるとすると、これ流出抑制効果があって、総合治水にも寄与するんだいうだけでなく、やっぱり逆にその目的は、それをトイレのフラッシュに使いたいとか、自分の一つの資源として使いたいというところがありますから、やっぱりそういうことも総合治水のための方策は、多様な効果を持っているんだということを伝えないと、それによって多少のその経済的なメリットも生じ得るわけで、そういうことも高めないで、なかなかみずからやってみようということにはなっていないと思います。

道奥部会長 ありがとうございます。若干、太陽光発電的発想も入れていただいて、雨水貯留を奨励するという、そういう御意見であったかと思います。

そのほか、そのほかといいましても、余り時間がないんですよ。もし何かさらに御意見ございましたら、お願いしますが。

酒井委員 先ほどの推進計画ですけども、少しどんなイメージがあるかとい

うのがよくわからなくて、例えば、流域ベースだったら、こういう推進計画で、さらにコミュニティレベルだったら、こんなですよというものが、示されると、何をしたいかがわかるし、住民がどう参加するかということも、よりイメージできるんじゃないかなと思います。

道奥部会長 いかがですか。この部会のほうでは、推進計画のサンプルみたいな物は出てくるんですかね。多分議論を進めていく上でも、推進計画が何たるものかみたいにイメージがあったほうが、条例もつくりやすいという印象もございますわね。そこまではなかなかいかないということであれば、後日でもよろしいんでしょうけども。

八木下総合治水課副課長 推進計画については、我々も何らかのひな形は絶対的に必要であると思っておりますが、ちょっとこの推進計画の発想というのが、もともとあるのはあったんですけれども、ここまで推進計画に重きを置くような発想になってきたのが、割と最近の話でございます。ちょっと我々のほうも今、そちらのほうのイメージを構成する作業ができていません。

それで、ちょっと今こういう流れの中で動いていて、実は推進計画の形というのは、我々も見えていないというのが、非常に動きづらいところではあるんですが、そこまで作業が至っていませんので、今後はですね、それぞれどこまでのものができるかというのは、イメージとしては、この条例ができて、各地域ごとの推進計画をつくるときに、非常に具体的な内容については、どこかをモデル地区にして、具体的につくりながら、考えていくということはイメージしておりますが、そのあらあらのひな形ぐらいは、今の段階でも持っておかないと、ちょっと議論が進みにくいのかなとはちょっと感じておりますので、そこはちょっと今後ですね、企画部会の中でお示しできるようなことを考えていきたいとは思っています。

道奥部会長 完全形でなくてもよろしいので、議論の俎上に載せるようなものをお願いできればと思います。

そうしましたら、まだ御意見あるかと思えますけれども、次の議題に移らせていただきたいと思えます。議題の3でございますが、兵庫県総合治水条例（仮称）の審議スケジュール、これも今までの議論と関連するところでございますので、事務局のほうから御説明をお願いします。

八木下総合治水課副課長 今かなりいろんな御意見をいただいたんですが、今のところ、私どもとしましては、資料の3にございますように、本日の案に基づきまして、企画部会、ひとまず中間報告、審議会に対する中間報告の案をまとめていただきまして、9月の中旬に予定しております河川審議会のほうに報告をしていただくという形で、河川審議会のほうでその時点で中間答申にさせていただくというようなことをしていただければというふうに思っております。

このスケジュール案にございますように、それを受けまして、我々のほうはパブリックコメントにかけて、また、その結果を反映して、第3回、第4回の企画部会というところで御議論をいただきたいと思っております。

ということで、現時点でも第1回で説明させていただきましたとおり、最終ですね、今年度末の2月の県議会にかけて、条例を制定というような目標で動いております。

以上でございます。

道奥部会長 どうも、ただいまの御説明に対しまして、御質問等御意見、お願いします。特に調整池の部分につきましては、パブコメに附す前にもう少しくリアにしておいたほうが良いという非常に的確な御指摘もいただきました。

じゃあこのようなスケジュールで進めていただくとしたしまして、それでは、4番目の議題でございますけれども、総合治水の推進についての中間報告についてということで、これは、当企画部会での今の審議事項、これを取りまとめたものを河川審議会に一度中間報告という形で上げようと、そういうことでございます。このことについて、まず事務局のほうから、その考え方を説明お願いいたします。

脇舛総合治水課副課長 総合治水課の脇舛です。

諮問事項を踏まえまして、企画部会では先般より「総合治水の推進」の足がかりとなりますことにつきまして、御審議をいただいているところでございます。条例骨子案につきましては、現段階での企画部会委員の意見を集約いたしまして、9月中旬に予定しております河川審議会に道奥部会長から中間報告をまずお願いをしたいというふうに考えておりまして、この場で中間報告に盛り込むべき意見の整理ということをお願いしたいと考えています。

本来でありますと、本日、集約いただいたものをもう一回この企画部会を開催して、議論をお願いするのが本来かもしれませんが、先ほどのスケジュールの関係もございまして、本日の意見集約結果を後日、事務局のほうで中間報告の形に整えたいというふうに考えておりますので、御了承いただけないものかというふうに思っております。

道奥部会長 ということで、今日の御意見も踏まえて、河川審議会のほうに附す中間報告の内容、条例骨子案につきまして、皆様からいただきました意見も含めて、まとめて、今日ちょっとお諮りをしたいと思っておりますけれども、こういうふうな、もう一回会議をしたほうがいと御意見もあろうかと思っておりますが、こういう流れでよろしゅうございますでしょうか。

そしたら、それでは、きょうの御意見を集約しますが、ちょっと作業を伴いますので、事務局のほうはどれくらい時間を見ておれば、リリースできますでしょうか。5分でもよろしいですか。じゃあちょっと事務局の作業の間、5分ほど休憩をさせていただいて、再開したいと思います。よろしく申し上げます。

(休 憩)

道奥部会長 お待たせいたしました。時間が超過しております。申しわけございません。

それでは、最後の詰めでございますが、今お配りいただきました、意見集約の結

果をまずは説明お願いします。

脇舛総合治水課副課長 それでは資料の配付と、それからスクリーンも映しておりますけれども、申し上げます。

まず項目の一つ目ですが、条例の必要性、一般への周知についてであります。条例を広く周知し、理解を得るためには、行政、県民等の関係主体の責務や役割をわかりやすく説明する工夫が必要である。事実的な側面から方策を細分化しているが、県民の視点からすれば、共通点も多い。

2項目めです。取り組みを推進するための仕組み、費用負担等についてです。条例に規定した取り組みに実効性を持たせるためには、県民、事業者にインセンティブを与えるような仕組み、公的補助、税制優遇等を並行して検討すべきではないか。遊水機能を有する土地の所有者等、取り組みによって痛みを伴う者に対する費用負担の考え方を整理されたい。

3項目めです。開発に伴う調整池の設置、保全と、財産権や現行法制との関係。開発者等に対して、調整池設置や保全を求めることについて、財産権の侵害に当たらないかどうかを慎重に検討する必要がある。保全については、調整池を存置するだけでなく、調整機能の維持も視野に置いた上で、弾力的な運用の考え方も盛り込んでおくことが望ましい。

4項目めです。総合治水推進計画、計画に記載された内容の実効性を担保する仕組みや総合治水推進協議会の位置づけ、目的等を明確にする必要がある。計画策定の対象となる地域の概念、範囲や総合治水推進協議会の役割等を明確にし、当該計画が市町や住民の参画のもと、即地的なものとなるような姿勢を条例の中で示す必要がある。総合治水推進協議会だけでなく、その他、住民参加のプロセスについても明確に打ち出すべき。

以上でございます。

道奥部会長 どうもありがとうございました。詳細の議論はもちろん議事録に残

るわけですが、河川審議会のほうで、説明する際こういう意見があったという要約案でございます。要約版にしてもちょっと足りないんじゃないかとかいろいろ御意見があろうかと思えます。よろしく申し上げます。修正も含めてお願いします。

角松委員 3段目のほうで、私の申し上げたことを記載してくださっている上のほうですけれども、財産権の侵害に当たらないかどうか慎重に検証する必要があるということと同時に、そういう後ろ向き、慎重な点だけではなく、まず一定程度の調整池の設置・保全是内在的制約に当たるのではないかという点も同時に強調するような表現にさせていただければと思えます。

道奥部会長 はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

酒井委員 私が言った以上のことを書いていただいているような感じがあるんですけど、2番目の二つ目で、痛みを伴う者に対する費用負担という言い方でいいんでしょうか。ちょっと、言葉としてご検討いただけたらと思えます。

道奥部会長 お金だけの問題ではなくてということですね。

酒井委員 はい。

道奥部会長 ちょっとそのあたり修正いただきましょうか。そのほかにないでしょうか。

井上委員 地域の理解についてもいかがでしょうか。

道奥部会長 地域の条例に対する理解。

井上委員 条例の中であった地域という言葉のことが、先ほど議論があったと思いますが、それはよろしいでしょうか。

道奥部会長 4番目ですよね。4番目の第2項目、計画策定の対象となる地域の概念。よろしいですか。

井上委員 ごめんなさい。はい。

道奥部会長 そのほかいかがでしょうか。

角松委員　　私がちょっと議論の流れを誤解したのかもしれませんが、流域別の計画とまたもっと細かい地域の計画と、2本立てになってくるのかなというふうに理解したんですが、ちょっとこれだと即地的な計画だけしかつくりたくないように読めてしまわないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

道奥部会長　　いかがでしょうか。恐らく一層構造では多分無理だと思いますので、二層、三層になろうかと思うんですけども、地域は。そういう表現になっているかどうかですね。

八木下総合治水課副課長　　それについては、方策なんですけれども、2段階の計画をつくるのか、あるいは、一つの推進計画の中でまたもうちょっと書くのか、そういう方法もあると思ってますので、また今後ちょっと検討したいと思います。

角松委員　　だけど、一方で流域別の内容と即地的な内容と、内容的には二つ含むということももっとはっきりわかるような表現のほうがよいかと。

道奥部会長　　済みません。ちょっと即地的という表現が私、余りなじみがないんですが、即地というのは、地先という意味でしょうか。

角松委員　　そうですね、即地的だともっとずっと狭い範囲になるようなイメージを私は持っております。

道奥部会長　　むしろ地先ですかね。ちょっとこれも河川工学用語みたいな感じになってますけれど、ちょっと表現はまた考えてください。そのほかいかがでしょうか。

井上委員　　理念として確か流出とか流量を増やさないということ、強調したらどうかということがまずあったと思いますが、それはどこかに含まれていますか。

道奥部会長　　まず全面にそのフィロソフィーの部分。

井上委員　　どっかで読み取れますか。

道奥部会長　　いや、書いてないですね。これは、条例の必要性の部分なんですし

ようかね。

八木下総合治水課副課長 きょうの御議論を中心にまとめてまして、実は、前回もいろいろ意見をいただいています。ですから、それもちょっとあわせて、誠に申しわけないですが、これが本日いただいた御議論で、それから、前回いただいた御議論は今日お配りしてある資料 1 - (1) ですので、それ合わせてもう少しまとめてまして、なるべく漏れがないような形で、いろんないいただいた意見まとめるように再度、案をつくらせていただきたいと思います。

道奥部会長 とりあえず今日いただいた御意見で過不足等をお願いいたします。すべてをまとめた御意見をさらに今日お諮りするということのもちょっと時間的に無理と思いますので、もしそのほかこの場でございませんようでしたら、この資料とそれからの前回までの御意見と、もう少し今一度総括、インテグレートして、再整理したものを、私と事務局のほうで確認させていただいて、審議会のほうへ提案させていただく、報告させていただくということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道奥部会長 はい、じゃあそのようにさせていただきます。どうも時間超過、御議論いただきまして、ありがとうございます。申しわけございませんでした。

それでは、以上をもちまして、本日の予定議事終わります。

活発な御審議をいただきまして、また貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行のほうを事務局にお返しします。

脇舛総合治水課副課長 道奥部会長、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、兵庫県河川審議会第 2 回企画部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 4 7 分)